

大阪文化財研究所設置規則

平成 22 年 4 月 1 日
財団法人大阪市博物館協会

(設置)

第 1 条 寄付行為第 4 条に基づき、文化財とそれに関する資料の調査研究、それらの大阪市内における保存と活用を図るため、大阪文化財研究所（以下「研究所」という）を設置する。

2 研究所は、大阪府中央区法円坂 1 丁目 1 番 35 号におく。

(事業)

第 2 条 研究所は、次の事業を行う。

- (1) 埋蔵文化財の調査、整理、研究、保存と活用
- (2) 史跡、名勝及び天然記念物の調査、研究、保存と活用
- (3) 有形、無形及び民俗文化財の調査、研究、保存と活用
- (4) 伝統的建造物群、文化的景観の調査、研究、保存と活用
- (5) 文化財の保存及び保存技術に関する調査、研究
- (6) 文化財の情報及び資料に関する調査、研究
- (7) 文化財及び考古学に関する資料を収集、保管し、閲覧に供すること
- (8) 文化財及び考古学に関する展覧会、講演会、講習会、研究会等の開催
- (9) 市民の生涯学習の機会の提供
- (10) 文化財及び考古学に関する相談を受け、情報を提供すること
- (11) 出土品等の資料の貸し出し
- (12) 市内の博物館・美術館をはじめとする博物館、調査研究機関、学校、学会その他の国内・海外の関係機関との連携、協力

(職員)

第 3 条 研究所に所長、学芸員、事務職員その他必要な職員をおく。

(専門委員会)

第 4 条 研究所の運営と調査研究に関する指導と助言を得るため、研究所に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、学識経験者その他、所長が適当と認める者のうちから会長が委嘱する。

(細目)

第 5 条 この規則に定めるものの他、研究所の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。